

## 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について

学校給食における食物アレルギー対応については、食物アレルギーのある園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）に対し、可能な限り除去食や代替食を提供することに努めてきましたが、近年、食物アレルギー対応が必要な児童等やアナフィラキシー等、重篤なアレルギー反応を引き起こす可能性のある児童等が年々増加してきており、学校給食を提供するうえで大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、丹波市教育委員会では、学校給食をより安全・安心に提供していくために市としての統一した指針が必要と判断し、丹波市学校給食献立作成検討委員会による協議・検討を経て、この度「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定いたしました。

今後、平成 28 年 4 月から、市内全ての幼稚園・小中学校で、この対応マニュアルに示された基準や手順に基づき、学校給食における食物アレルギー対応を行います。

保護者の皆様におかれましては、あつてはならない食物アレルギー事故を未然に防止するための安全確保を第一義とした方針であることをご理解いただくとともに今後における食物アレルギー対応にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以下、その対応の概要をお知らせします。

### 1 食物アレルギー対応の基本的な進め方

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応は、食物アレルギーのある児童等も他の児童等と同じように給食を楽しめるようにすることを目指して、保護者の理解と協力のもとで進めていきます。
- (2) 食物アレルギーのある児童等が自らのアレルギーの実態を認識し、原因となる食品を食べないようにするなど、自己管理能力の育成を図ることを目指します。
- (3) 学校給食における食物アレルギー対応は、除去食の提供を基本とし、調理を伴う代替食の提供は基本的に行いません。また、その実施の可否は、食物アレルギーのある児童等の実態や人数、給食センターの能力等を踏まえて総合的に判断していきます。このことから、ご希望どおりの対応ができないことがあります。
- (4) アナフィラキシーは、いつでも誰でも起こりうるという前提のもとで、アレルギー事故等が発生しないよう、複数のチェック体制を構築するとともに、緊急時には、早期に適切な対応が行えるよう備えます。
- (5) 微量のアレルゲンにより重篤なアレルギー症状を発症する恐れがある児童等や除去食・代替食が提供されない児童等については、保護者との協議の上、家庭からの一品又は弁当の持参を依頼することもあります。

## 2 食物アレルギー対応を行う児童等

食物アレルギー対応の対象となる児童等は、次のとおりとします。

- (1) 医療機関での診察・検査により、食物アレルギーと診断され、医師からの指導により、家庭で食事療法を指示されている児童等を対象とする。
- (2) 家庭において、アレルギー物質を含む食品の除去を行うなどの食事療法を行っている児童等を対象とする。
- (3) 児童等の健康・発育のために食物アレルギーの状況を把握することは不可欠であるため、最低1年に1回以上は医療機関を受診して必要な検査を行い、その診断結果を教育委員会に提出している児童等を対象とする。
- (4) 所定の様式及び手続きに基づき、保護者から申請があった児童等を対象とする。

※保護者の自己判断による制限や好き嫌いは対象としない。

※保護者からの口頭での申し出や所定の手続きによらない申し出については、対応しない。

## 3 学校給食における食物アレルギー対応の内容

次の対応を、市内一斉に実施します。

### (1) 除去食

- ①調理過程で**明確に除去できる食品**<sup>※1</sup>を除去して提供する。ただし、小麦の除去については、パンとナンの除去に限定する。

※1 「明確に除去できる食品」の解釈

揚げ油…対象としない。

鱈・ししゃも・ちりめんじゃこ等…えびやかかにの混入している可能性のある食品は対象としない。

魚介エキス、果物エキス…対象としない。

同一製造ラインの対応…対象としない。

- ②除去対応は、完全除去とする。ただし、卵、乳、魚類については、**可能な範囲で部分除去対応を行う**<sup>※2</sup>。

※2 「可能な範囲で部分除去対応を行う」の解釈

家庭において、部分除去の食事療法を行い、面談において、その抗原の強さ等の範囲が明確に確認できる場合には、可能な範囲で部分除去する。

- ③除去食は、一品につき一種類とし、各給食センターの当該アレルゲンを全て除去したものの提供を基本とする。

### (2) 代替食

- ①調理を伴う代替食は、基本的に実施しない。ただし、魚類及び調理を伴わない単品ごとに配布する副食（プリンなどのデザート類）は、可能な範囲で代替対応する。

### (3) 上記の対応

上記の対応について、給食センターの状況や対象児童等の実態（重症度や除去品目数、人数など）を踏まえて、総合的に判断する。

※詳細な対応は、今後、学校及び給食センターとの面談を経て決定します。

※基本的に調理を伴う代替食は、提供されません。このことにより、十分な確認が必要になるとともに、家庭からの一品又は弁当の持参を依頼することもあります。

#### 4 対応の手順及び手続きについて

手続きにこれまでと大きな変更はありませんが、以下のとおり周知いたします。

(1) 学校及び給食センターは、学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者との面談を実施します。面談までに保護者には、下記の書類の提出を依頼します。

- ①食物アレルギー除去食に関する診断書（様式2）
- ②食物アレルギー調査票（様式3）
- ③食物アレルギー対応食申請書（様式4）

⇒その後、面談の結果や提出書類の内容をもとに対応の可否や内容を検討します。

(2) 食物アレルギー対応の内容等が決定したら、学校は、そのことを保護者に伝え、下記の書類の提出を依頼します。

- ①食物アレルギー対応承諾書（様式9）
- ②食物アレルギー緊急時個別対応カード（必要に応じて）

上記（1）（2）の手続きは、毎年実施します。

(3) 学校は実際の対応を行うために次のことを保護者に依頼します。

- ①学校から毎月事前に配付される食物アレルギー連絡表に子どもが食べることができない献立や食品を記入し、担任へ提出する。

#### 5 日々の確認について

ヒューマンエラーは必ず起こりうるものとしてとらえ、食物アレルギー事故等が発生しないよう複数のチェック体制を構築するため、家庭でも以下の確認作業を日々お願いします。

- ◆ 毎日献立表を確認し、お子様に対しその日の対応内容を伝える。
- ◆ お子様とその日の給食で食べられない献立がある場合は、
  - ①対応食が提供されることになっているか、又は代替品等を持参することになっているかを伝える。
  - ②連絡帳等を活用して必要事項を記入し、学級担任等にその情報が確実に伝わるようにする。

#### 6 緊急時の対応について

お子様に緊急性があるアレルギー症状が見られた場合は、学校では、救急車の要請及び保護者への連絡を速やかに行います。

処方薬の取り扱いについては、次のとおりです。

- ◆ 処方薬は、お子様が携帯・管理・使用することを原則としています。
- ◆ 教職員がお子様に医療用医薬品を使用する行為は、医療行為となるのでできないとされていますが、例外として、お子様がアナフィラキシーを発症した時に使用するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）については、本人が自己注射できない場合、教職員が本人にかわって使用する場合があります。

## 7 Q&A

(Q 1) 食物アレルギー対応マニュアルには、具体的にどのようなことが示されているのか？

(A 1) 大きく分けて、6項目を示しています。

- ①アレルギーの概要
- ②食物アレルギー対応の現状と課題
- ③食物アレルギーのある児童等への対応方法（今後における食物アレルギー対応の具体的な範囲）
- ④食物アレルギー対応における関係機関の役割
- ⑤食物アレルギー事故発生時の対応
- ⑥緊急時における処方薬の取扱い

(Q 2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は何か？

(A 2) 学校給食は、学校教育の一環として実施するものであり、対応食を必要とする児童等の視点に立ち、可能な限り、きめ細かな対応に努める必要があります。また、卵アレルギーの子、甲殻類アレルギーの子、アレルギーの強弱等々…食物アレルギーには、様々な違いが見られますが、違いこそあれ、どの子も給食を「食べたい」「楽しみたい」等々の願いを持っています。教育委員会では、こうした児童等一人ひとりの「思い」を大切にし、学校給食が原因となる食物アレルギー症状を発症させないことを前提に、給食センターの能力など状況に応じて対象となる児童等の視点に立った現時点における最良の対応として位置づけております。

(Q 3) 調理を伴う代替食が提供されなくなることで、かえってアレルギー事故が発生しやすくなるのではないかと。安全・安心な学校給食の提供という趣旨と矛盾しないか？

(A 3) 食物アレルギー対応が必要な児童等の人数が年々増加していることやその対応も複雑・多岐にわたっている実態があり、現行の対応を続けることは、難しい状況にあります。このマニュアルに従って保護者と学校と給食センターがしっかりと「確認」を重ねていくことが、学校給食の安全・安心の確保につながると考えています。

## 8 その他

(1) 個別の具体的な対応については、学校を通じて給食センターにご相談ください。

(2) 「丹波市学校給食におけるアレルギー対応マニュアル」は、丹波市教育委員会のホームページに掲載しています。この対応マニュアルについてのご質問等については、下記へお問い合わせください。

丹波市教育委員会教育部学校給食課

住所：丹波市山南町谷川 1110 番地 電話：0795-70-0880